

## 薬剤師確保検討調査事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

発注者 神奈川県知事 黒岩 祐治

### 1 事業名

薬剤師確保検討調査事業

### 2 委託業務の内容

別添「薬剤師確保検討調査事業業務委託仕様書」のとおり

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

### 4 委託料

5,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とする。

### 5 参加資格

本プロポーザルの参加資格を有する者は、参加意思表明書の提出期限から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県 の指名停止措置を受けていないこと。

### 6 スケジュール

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 参加意思表明書提出期限        | 令和6年9月3日（火）17時まで（必着）  |
| (2) 質問書提出期限            | 令和6年9月3日（火）17時まで（必着）  |
| (3) 質問に対する回答           | 令和6年9月6日（金）           |
| (4) 企画提案書提出期限          | 令和6年9月12日（木）17時まで（必着） |
| (5) 企画提案書の審査会開催予定日（書面） | 令和6年9月中旬～下旬（予定）       |
| (6) 最優秀提案者の通知          | 令和6年9月下旬（予定）          |

### 7 参加手続

#### (1) 参加意思表明書の提出

この企画提案募集に参加しようとする場合は、参加意思表明書を提出してください。提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書（様式1号）

イ 提出期限 令和6年9月3日（火）17時まで（必着）

ウ 提出方法

薬務課へ電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参してください。

※未到着等の事故を防ぐため、ファクシミリ送信後又は郵送投函後、電話で送付の旨を御連絡ください。上記期間中の平日8時30分から17時までに提出してください。

エ 提出先

「問合せ先」を参照

#### (2) 質問書の提出及び回答

この企画提案募集に関して質問がある場合は、次により受け付けます。

ア 提出書類 質問書（様式2号）又はこれに準ずる任意様式

イ 提出期限 令和6年9月3日（火）17時まで（必着）

ウ 提出方法

薬務課へ電子メールにより提出してください。

※提出確認のため、メール送信後、電話で提出した旨を御連絡ください。

エ 提出先

「問合せ先」を参照

オ 質問に対する回答は、令和6年9月6日（金）までに質問者を含む、参加意思表明者全員へ電子メールにて行います。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

①企画提案書の表紙（様式3号）

②事業者の概要に関する調書（様式4号）

③業務実施体制に関する調書（様式5号）又はこれに準ずる任意様式

- ・本業務の実施にあたっての人員体制、責任者の業務実績、資格等の業務実施体制についてご提案ください。
- ・官公庁の医療系調査事業に係る調査業務又は医療機関等における薬剤師確保等に係るコンサルタント業務の実績について記載してください。また、アピールポイントがあれば記載してください。

④提案内容（様式6号）又はこれに準ずる任意様式

○ 調査方法・スケジュール

仕様書記載の調査のうち、「病院への調査」「薬局への調査」「薬科大学への調査」について、次の点を明らかにしつつ、どのような点が優れているかという理由を添えてご提案ください。

- ・調査方法、調査依頼数、回収見込数（薬学生への調査の場合）
- ・調査スケジュール

○ 県内の薬剤師の充足状況に係る調査内容・データ分析

本県の状況を的確に把握するため、どのような調査項目や内容、データ分析を行うことが可能かご提案ください。

また、どのような工夫を加え、どのような点が優れているかという理由を合わせて提案してください。（厚生労働省調査事業（委託仕様書4(2)参照）との比較が望ましいこと。以下同じ。）

○ 薬剤師の確保策に係る調査内容・データ分析、確保策の提案

本県の薬剤師確保策として次のⅠ及びⅡについてそれぞれ提案する場合、どのような調査項目や内容、データ分析を行い、確保策を提案していくことが可能か提案してください。

また、どのような工夫を加え、どのような点が優れているかという理由を合わせて記載してください。（厚生労働省調査事業との比較が望ましいこと）

Ⅰ 神奈川県で実施することが効果的な確保策

厚生労働省調査事業において示された、全国の薬剤師の現状や課題等の調査結果を基に、本県に効果的な確保策に係る調査内容等を提案してください。

Ⅱ 病院業務の効率化の支援（調剤機械・ICT機器の活用等）

関係団体等へのヒアリングにより薬剤師確保策に関して次の課題認識があることを前提に、病院業務の効率化の支援に係る調査内容等を提案してください。

- ・調剤機械等の導入により、薬剤師の対物業務から対人業務にシフトすることにより、薬学生から見て魅力ある職場になることや、勤務薬剤師の離職率の低下につながる実感がある。

- ・どのような設備を導入したら良いか不明。また、設備導入による効率化が定量的に分からない。
- ・機械化の促進には経営層の理解が得にくい。

⑤見積書（任意様式）

- ・宛名（「神奈川県知事」）、発行（提出）日を必ず記載してください。
- ・積算内容は、事業の実施に要する費用全額の内訳が明確となるように記載してください。
- ・また、選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額によるため、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

- ・商号、所在地、代表者を記載してください。

※見積書について、次の場合は代表者印の押印が不要です。

本件の責任者（代表取締役や支店長、営業所長など、社内において権限の委任を受けた役職員）及び担当者の役職、氏名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載した場合。

イ 提出期限 令和6年9月12日（木）17時まで（必着）

ウ 提出方法・部数

薬務課へ4部、持参又は郵送してください。

※未到着等の事故を防ぐため、郵送投函後、電話で送付の旨を御連絡ください。持参の場合は上記期間中の平日8時30分から17時までに提出してください。

エ 提出先

「問合せ先」を参照

8 選定方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、要件等の形式審査の上、審査員による書類審査を経て決定します。

提出された企画提案書等の内容や、審査委員からの質問事項等を問い合わせることがありますので、その場合には電子メールにて速やかに回答してください。

(2) 審査事項

- ・審査は、次の評価項目により点数評価を行います。
- ・各委員の評価点の平均が50点に満たない提案は不採択とします。
- ・1項目でも委員の全てが0点とした提案は失格とする。
- ・有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見聴取を省略する場合があります。

	評価項目	評価要件	配点
業務 遂行 能力	業務実施体制	○業務を効率的・効果的に遂行するため、人員配置が適切かどうか。 ○医療系調査業務又は薬剤師確保のコンサルティング業務の実績等が十分にあり、企画・運営に係るノウハウを有していると認められるか。	15

業務 企画 能力	調査方法・スケジュール	○各調査について、調査方法やスケジュールが適切かどうか。 ○薬学生への調査について、調査方法やスケジュール等により、分析に必要な回答数が見込めるか。	15
	県内の薬剤師の充足状況に係る調査内容・データ分析	○薬剤師の充足状況を評価するための調査項目やデータ分析方法が設定できているか。 ○工夫内容が説得力のあるものであるか。 ○今後の施策を検討するうえで有益か。	20
	薬剤師の確保策に係る調査内容・データ分析、確保策の提案Ⅰ	【神奈川県で実施することが効果的な確保策】 ○確保策を提案するための調査項目やデータ分析方法が設定できているか。 ○工夫内容が説得力のあるものであるか。 ○今後の施策を検討するうえで有益か。	20
	薬剤師の確保策に係る調査内容・データ分析、確保策の提案Ⅱ	【病院業務の効率化の支援】 ○確保策を提案するための調査項目やデータ分析方法が設定できているか。 ○工夫内容が説得力のあるものであるか。 ○今後の施策を検討するうえで有益か。	20
見積	見積額の妥当性	○見積が業務内容に見合っており、適正であるか。	10
合計			100

(3) 参加が無効となる場合

企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 委託料の見積額が4に記載の上限額を超えるもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ その他本募集要項に違反すると認められたとき

(4) 選定結果

選定の結果を踏まえ、令和6年9月下旬頃に選定結果を通知します。

9 業務委託の契約手続き

次のとおり業務委託の契約手続きを行います。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により締結手続きを行います。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、次点の提案者と、同様の契約手続を行います。
- (4) 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

なお、電子契約には一定の条件があります。詳しくは契約時に経理担当にご確認ください。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は、電磁的措置を執ったものの写しを各自保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとし、

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

## 10 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出する書類は、書面に本件にかかる責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先を記載すれば、代表者印の押印は無くても構いません。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 提出された書類は、契約相手方の選定以外の目的には、使用しません。
- (6) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。
- (7) 本事業は、変更を伴う場合があります。その変更については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、対応します。
- (8) 本委託業務に係る提案書の提出を行う者は、次の要件を満たすこと。
  - ア 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしていない者であること。
  - イ 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
  - ウ 事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
  - オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
  - カ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。

## 11 問合せ先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1（西庁舎8階）  
神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課薬事指導グループ  
担当 八木  
電話：045-210-1111（内線4967）  
ファクシミリ：045-201-9025  
メールアドレス：yakuan.67@pref.kanagawa.lg.jp